

[研究報告]

## 森林の価値と森林法制

南 眞 二

- I. 森林の現状と問題点
- II. 法改正と森林・林業政策の転換
- III. 森林の価値と環境面から見たコスト
- IV. 農業の多面的機能と直接支払
- V. 森林の価値と評価の仕組み

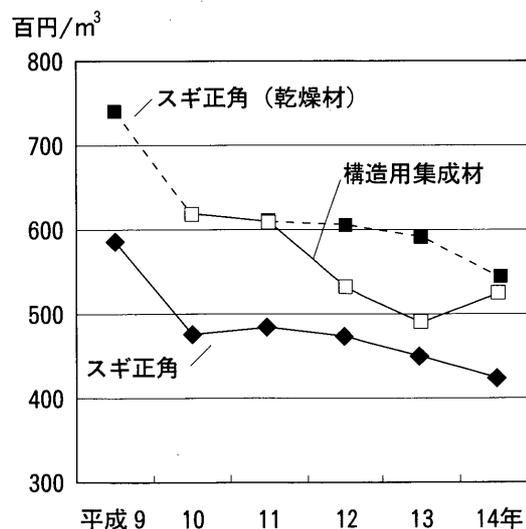
### I. 森林の現状と問題点

日本の国土の約66%を占める森林は、かつて燃料用の薪炭材の採取や堆肥・厩肥用の落葉・枯枝の採取、きのこなどの林産物の生産というように人々の生活と深く関わっていた。しかし、1960年代に燃料は電気・ガス・石油などに、肥料は化学肥料にとって代わられると共に、低価格の外材の市場進出及び国産材価格の低迷<sup>(1)</sup>(表1・2参照)や若者の林業離れによる林業従事者の高齢化などが進み、下刈り・枝打ち・除間伐等の保育管理が行われない森林が増加している。今後は、森林の管理と森林資源の持続的利用を担え

表1. 素材価格の推移

年・月	国内価格		
	スギ	ヒノキ	米ツガ
	中丸太(込み)	中丸太(込み)	丸太(No.3)
	14~22cm	14~22cm	30cm上
	3.65~4m	3.65~4m	6m上
平成元年	25,300	65,800	23,800
2	26,000	67,600	25,700
3	25,000	65,500	24,500
4	22,700	59,000	24,500
5	23,400	59,000	27,300
6	22,400	57,900	27,000
7	21,700	53,400	25,900
8	22,400	53,800	26,600
9	21,100	49,100	26,400
10	18,900	43,100	24,900
11	18,800	42,400	23,700
12	17,200	40,200	22,300
13	15,700	37,800	21,900
14	14,000	31,500	21,700

表2. 木材製品価格の推移



資料：農林水産省「木材価格」、日刊木材新聞  
 注：スギ正角、スギ正角（乾燥剤）は、10.5cm×10.5cm×3mの製材品、構造用集成材は、10.5cm×10.5cm×3mの製品の価格を使用している。

る林業を振興する必要があるが、経営としての林業を考えた場合、林業就業者の育成と木材市場の確保が重要であり、製品コストの縮減に努めると共に、プレカット材生産等、新製品の開発や高次加工化などによる差別化や付加価値の高い木材生産・流通の推進が求められている<sup>(2)</sup>。ただし、民間自力では国際競争力を世界の水準に近づけるのはむつかしく、一定量国産材の使用を義務づけるなど、制度的に国産材の使用を促す道を模索すべきとする見解も見られる<sup>(3)</sup>。

一方では近年、森林の価値が見直され、森林・林業基本法では従来の「公益的機能」という用語に加えて「多面的機能」という用語が多く使用されている。森林・林業基本法で使用される「多面的機能」の定義の内容は、食料・農業・農村基本法とは生産物を含めるかどうかで大きな違いがある。

\* 森林・林業基本法第2条

森林については、その有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）が持続的に発揮されることが――

表3. 森林の公益的機能の評価額（年間）

機能の種類	評価額	備考	
水源かん養機能	降水の貯留	8兆7,400億円	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水、渇水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割
	洪水の防止	5兆5,700億円	
	水質の浄化	12兆8,100億円	
	計	27兆1,200億円	
土砂流出防止機能		28兆2,600億円	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制する役割
土砂崩壊防止機能		8兆4,400億円	森林が根系を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ役割
保健休養機能		2兆2,500億円	森林が人にやすらぎを与え、余暇を過ごす場として果たしている役割
野生鳥獣保護機能		3兆7,800億円	森林が果たしている野生鳥獣の生息の場としての役割
大気保全機能	二酸化炭素吸収	1兆2,400億円	森林がその成長の過程で二酸化炭素を吸収し、酸素を供給している役割
	酸素供給	3兆9,000億円	
	計	5兆1,400億円	
合計		74兆9,900億円	

貨幣評価しなかった森林の持つ公益的機能（主なもの）

- (1) 遺伝子資源の保全
- (2) 気象緩和
- (3) 風害・雪害・なだれ・落石などの防止
- (4) 騒音の防止
- (5) 魚類の生息環境の保全など

\* 食料・農業・農村基本法第3条

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能（以下「多面的機能」という。）については、――

なお、セーフガードの規定は同様に置かれている（森林・林業基本法第26条、食料・農業・農村基本法第18条1項）。森林の公益的機能の評価額（年間）は表3のとおりである<sup>(4)</sup>。

問題点としては、次のものがあげられる。

1. 森林の公益的機能とそれを反映した法制度の枠組みをどうつくるか
2. 林業と農業の多面的機能の評価の差異はどんな理由があるのか
3. 木材製品における環境コストをどう組み込むか
4. 農業では直接支払を実施しているが、森林では制度として成り立つのか

以下、農業の多面的機能が有する経済的価値の評価も念頭に置きながら、森林の価値と森林をめぐる法制度について考察していく。

## II. 法改正と森林・林業政策の転換

2001年6月29日、森林・林業政策の転換をめざして、「林業の発展と林業従事者の地位の向上」を主目的とした林業基本法が改正され、題名を「森林・林業基本法」と変更して制定されたが、それに併せて森林法も改正された。森林・林業基本法の特徴は、林業基本法の目的に加えて、森林の有する多面的機能を強調している点である。即ち、森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させつつ、国民の多様なニーズに永続的に対応していくという森林の取り扱い方である。その具体的骨組みは、(ア)木材生産主体の政策を見直し、国有林・民有林を通じて森林の多様な機能の持続的発揮をめざす、(イ)重視すべき機能に応じて森林を区分し、適切な森林施業を推進する、(ウ)安定的・効率的に森林経営できる者を育成するといった内容である。森林の有する多面的機能とは、前述のように国土保全・水源かん養・自然環境保全・公衆保健・地球温暖化防止・林産物供給等の機能をさすが、多面的機能の持続的発揮が国民生活及び国民経済の安定に欠くことができず、将来にわたって適正な整備・保全が図られなければならないと位置づけている（第2条）。そして、林業基本法に定めていた「森林資源に関する基本計画並びに重要な林産物の需要及び供給に関する長期の見通」に代えて策定する「森林・林業基本計画」においては、多面的機能発揮の目標についても定めることとし、森林に関する施策部分については環境保全に関する国の基本的計画との調和を保つことが要求されている（第11条第2項・第4項）。

これは環境基本計画との整合性を要求されると同時に国有林・民有林を通じた「持続可能な森林経営」の必要性が唱われたものである。国有林野の管理・経営については、林業基本法が第4条で企業性の確保を全面に出し、「国土の保全その他公益的機能を有する国有林については、その機能が確保されるよう努める」と限定的に規定していたのを、森林・林業基本法は第5条で「国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図る」として、国有林野全体について公益的機能の維持増進を唱っている。これまで、国有林野の管理経営に関する法律や国有林野管理経営規程・林野庁長官通達等において変化してきた環境を重視するという森林管理経営の理念が基本法の改正という形で結実したものと言える。

森林・林業基本法の成立に併せて改正された森林法では、これまでの複層林施業等の特定森林施業に代

えて、公益的機能別森林施業の整備が全国森林計画に定められることとなった（第4条第2項）が、地域別の森林計画等の策定についてもその旨が規定されている。公益的機能別森林とは、国有林野管理経営規程に定める水土保全林・森林と人との共生林・資源の循環利用林の3類型区分をさす<sup>(5)</sup>が、これらの森林がそれぞれ計画に従い、天然林施業・育成複層林施業・育成単層林施業といった施業を実施することになる。

また、森林所有者等が地域森林計画対象民有林を伐採する際には届出が必要であるが、これまでの伐採面積・伐採方法・伐採齢等に加え、伐採後の造林の方法・期間・樹種についても記載することになった（第10条の8）。伐採計画等が市町村森林整備計画に適合しない場合の変更や計画に従っていない場合の実施を市町村長が命じ得ることにより、これを担保している。森林所有者等が作成する森林施業計画についても、市町村長は公益的機能別施業森林か否かにより定められた施業基準に適合しているか認定することとされている。

### III. 森林の価値と環境面から見たコスト

森林の有する多面的機能のうち、地球温暖化防止については1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約締約国会議第3回会合（COP3）で採択された京都議定書に基づき、細部がその後の会合で詰めら

表4. 気候変動枠組条約における森林等吸収による除去量

	カナダ	フランス	ドイツ	日本	ロシア	アメリカ	附属書I国全体
CO <sub>2</sub> 等排出抑制・削減義務	- 6.0%	0.0%	-21.0%	- 6.0%	0.0%	- 7.0%	- 5.2%
米加日提案 2000年11月	- 6.7%	- 3.4%	- 2.6%	- 3.7%	-12.7%	- 7.6%	- 5.7%
議長ノート 2000年11月	- 0.4%	- 1.9%	- 0.4%	- 0.6%	- 3.0%	- 2.6%	- 1.6%
議長新提案 2001年4月	- 3.0%	- 0.8%	- 0.6%	- 0.6%	- 2.5%	- 3.2%	- 2.1%
統合交渉テキスト 2001年6月	- 3.0%	- 0.8%	- 0.6%	- 3.0%	- 2.5%	- 3.2%	- 2.3%
ボン合意 2001年7月 COP6 再開会合	-10.2%	- 2.2%	- 0.4%	- 3.9%	- 2.1%	離脱声明後 - 2.3%	アメリカ 離脱声明後 - 2.3%
マラケシュ合意 2001年10-11月 COP7	-10.2%	- 2.2%	- 0.4%	- 3.9%	- 4.0%	離脱声明後 - 2.3%	アメリカ 離脱声明後 - 2.6%

注) 橋本征二他「京都議定書と森林等吸収源」55・57頁を基に作成。

- 米加日提案以下の数値が森林等吸収による除去量を表している。
- 附属書I国とは、気候変動枠組条約の附属書Iに掲載される国で、OECD加盟国と市場経済移行国を指す。
- 森林管理・耕作地管理・牧草地管理・植生回復を内容とする森林等吸収による除去量が多く見込まれると、CO<sub>2</sub>等排出抑制・削減義務がその分軽減されることになる。

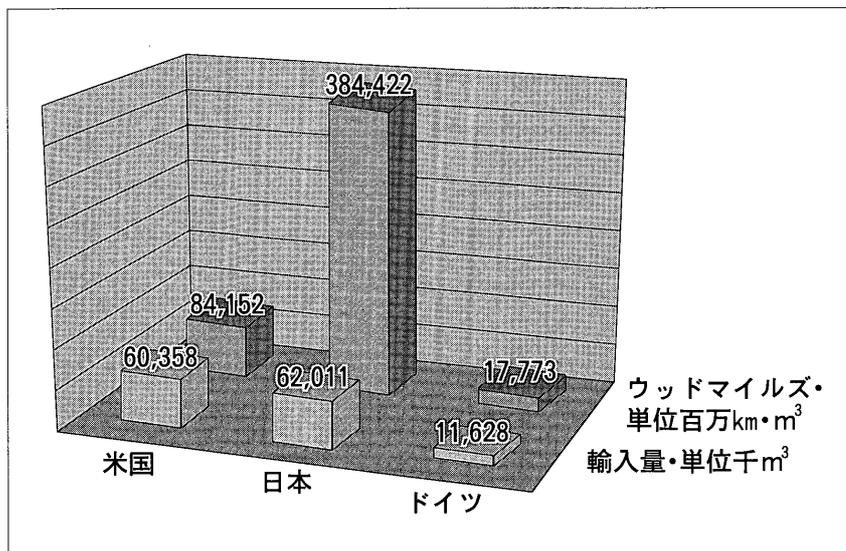
れることになったが、排出権取引・共同実施・クリーン開発メカニズムと並んで大きな問題になったのが、森林等のCO<sub>2</sub>を中心とする温室効果ガスの吸収をどのような条件でどの程度認めるかであった。この問題は、2001年7月のCOP6、同年11月のCOP7での交渉を通じて合意が成立していった（それぞれ、「ボン合意」・「マラケシュ合意」と呼ぶ。）。森林の地球温暖化防止の役割が国際会議の場で大きな焦点となり、その役割が明確に認められたものである<sup>(6)</sup>。

森林の地球温暖化防止機能については上記のとおり、認められているが、最近国産材・外材（輸入材）使用の環境面から見たコストが注目されている。即ち、木材産地から最終消費地までの輸送過程における環境への負荷を要素に組み込んで計算するというものである<sup>(7)</sup>。

このような、木材の輸送距離と木材量を乗じた指標を「ウッドマイレージ（wood mileage）」と言うが、これはイギリスの消費運動家のティム・ラング（Tim Lang）が1994年に提唱した「フードマイレージ（food mileage）」を受けて、2002年に森林総合研究所の藤原敬が提唱したのが最初である<sup>(8)</sup>。現在、気候変動枠組条約を実行あらしめるための京都議定書の批准が議論になっているが、CO<sub>2</sub>の排出量を削減するためには、物資の移動をなるべく少なくすることが効果的であり、フードマイレージは食料の生産現場から食卓までの距離に着目して考案されたものだが、日本ではこれをアレンジして日本向けの農産物輸入量に輸送距離をかけて計算している。「地産地消」は地元農産物を消費することから、安全・安心という面が強かったが、環境への負荷という側面からのアプローチが付け加わったと言える<sup>(9)</sup>。そして、ウッドマイレージはフードマイレージの森林版である。森林の価値は公益的機能・多面的機能として語られることが多かったが、国産材の価値に新たな側面からアプローチするものと言える。

地域材利用については、林野庁から「地域材利用の推進方向及び木材産業体制整備の基本方針」（検討委員会報告書）が出されており、地域の特性に応じて、(1)徹底的な低コスト化、ロットの確保及び品質・性能の明確化により、大消費地においてグローバルな競争の下で製品を供給する「大量消費の市場に向けた取組」と、(2)関係者が連携し、顔の見える木材での家づくりを通じて最終消費者の多様なニーズに対応した製品を供給する「関係者の連携に向けた取組」の2方向について取組方針を明確化している。そして、この中では、様々な提案が行われているが、集成材・合板への国産材利用の推進、プレカット工場の製品流通の重要拠点としての位置づけ、規格・認証等の導入・見直しなどの検討、情報化手法・進め方の関係

図1. 輸送過程におけるエネルギー消費（輸送距離と木材量から計算）<sup>(10)</sup>



[http://homepage2.nifty.com/fujiwara\\_studyroom/kadai4/woodmiles.htm](http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai4/woodmiles.htm)

者間での合意形成などがあげられている。

国産材の低迷原因の一つとされる価格についても、流通経路が複雑なため価格が相対的に高くなっているものであり、山元での価格は外材と遜色がないという指摘もあり、流通面での改善が望まれる<sup>(11)</sup>。

#### IV. 農業の多面的機能と直接支払

農業の多面的機能については、その機能が明確にされ、経済的（貨幣）評価も試みられている（表5）。

しかし、農業の果たすべき機能及びその管理者に対する農業政策上の視点はEUと日本ではかなり異なっている。

1992年（平成4年）、EUは共通農業政策（Common Agricultural Policy：CAP）の改革により、農産物の価格を一定に保つことで間接的に農家所得を保障する価格支持政策を転換し、市場価格と関係なく政府が生産者に直接支払う制度（decoupling）を採用した。直接支払制度には、(ア)農地の休耕への補助、(イ)環境保全等と両立する農業への補助、(ウ)条件不利地域への補助などが含まれている。EUの共通農業政策の改革は、域内の市場統合を念頭に置いて行われたものであるが、持続可能な農業にとって農業政策と環境政策の一体化がとりわけ重要であるという認識が高まったことによる。即ち、持続可能な農業の条件として、(ア)経済的に成り立つ農業生産システム、(イ)自然資源・生態系の保全と両立する農業、(ウ)快適な農村空間や美しい景観の維持・創出があげられるが、1980年代は農業政策のゆがみ、特に価格支持政策を通じて過剰生産と財政負担問題が顕在化すると共に、集約度が高まることにより、土壌劣化、水質や大気の汚染、生態系の破壊などの様々な環境問題が生じてきたことから、これを解決するため農業政策を軌道修正し、農業政策と環境政策を一体化することとされたのである<sup>(12)</sup>。

日本でも農業生産を維持しながら、国土保全・水源かん養・自然環境保全等の多面的機能を発揮させるため、中山間地域等の農地のうち、傾斜等により生産条件が不利で耕作放棄地発生の懸念の大きい農用地区域内の農地を対象に平成12年度から直接支払制度が設けられた。EUの直接支払制度を参考につくられたものであり、日本の農政史上初の試みであると共に、WTO農業協定上「緑」の政策として実施することとされている<sup>(13)</sup>。しかし、EUの農業環境政策が農業者に環境保全のための基準を課し、その基準の遵守に直接支払を行おうとするのに対し、日本の中山間地域等への直接支払は通常の農業生産活動を維持することが多面的機能を発揮する条件になると考えられている<sup>(14)</sup>。

日本における中山間地域等直接支払制度の実施状況のうち、例えば平成14年度奈良県の集落協定に基づく実施状況を多い順に並べると(ア)農業生産活動等の取り組みでは、農道管理、水路管理、農地法面点検、賃借権の設定・農作業の受委託が、(イ)多面的機能増進の取り組みでは、周辺林地の下草刈り、景観作物が、(ウ)生産性・収益向上の目標では、農作業の受委託推進・共同化が、(エ)担い手定着の目標では、認定農業者育成、オペレーターの育成確保などがあがっている<sup>(15)</sup>。確かに、この内容では、支払が環境便益の提供と結びついているとは言えない。農業生産において、農家が当然守るべき適切な農業活動か否かが、環境保全の費用を農家に負わせるか（汚染者負担原則）、農家に助成するか（公的負担、共同原則）を分ける理論的基準となる<sup>(16)</sup>。

#### V. 森林の価値と評価の仕組み

森林の公益的機能の評価額は大まかな試算では表3のとおりとなる。先に見た地球温暖化防止機能は、評価額の上では大気保全機能に含まれることになる。しかし、このような莫大な金額をどうやって森林・林業者に還元できるのであろうか、また還元すべきと考えるのが正しいのであろうか。これまで、森林交付税や水源税などが構想され、実現しないままにきている。一方、地方分権の推進を図るための関係法律

表 4. 日本学術会議の答申で示された農業の多面的機能

1. 持続的食料供給が国民に与える将来に対する安心
2. 農業的土地利用が物質循環系を補完することによる環境への貢献
  - 1) 農業による物質循環系の形成
    - (1) 水循環の制御による地域社会への貢献  
洪水防止、土砂崩壊防止、土壌侵食（流出）防止、河川流況の安定、地下水涵養
    - (2) 環境への負荷の除去・緩和  
水質浄化、有機性廃棄物分解、大気調節（大気浄化、気候緩和など）、資源の過剰な集積・収奪防止
  - 2) 二次的（人工の）自然の形成・維持
    - (1) 新たな生態系としての生物多様性の保全等  
生物生態系保全、遺伝資源保全、野生動物保護
    - (2) 土地空間の保全  
優良農地の動態保全、みどり空間の提供、日本の原風景の保全、人工的自然景観の形成
3. 生産・生活空間の一体性と地域社会の形成・維持
  - 1) 地域社会・文化の形成・維持
    - (1) 地域社会の振興
    - (2) 伝統文化の保存
  - 2) 都市的緊張の緩和
    - (1) 人間性の回復
    - (2) 体験学習と教育

資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」

（13年11月）

農業の多面的機能の貨幣評価

項目（機能）	評価手法	評価額
洪水防止機能	代替法	3兆4,988億円／年
河川流況安定機能	代替法	1兆4,633億円／年
地下水涵養機能	直接法	537億円／年
土壌侵食（流出）防止機能	代替法	3,318億円／年
土砂崩壊防止機能	直接法	4,782億円／年
有機性廃棄物処理機能	代替法	123億円／年
気候緩和機能	直接法	87億円／年
保健休養・やすらぎ機能	トラベルコスト法	2兆3,758億円／年

資料：㈱三菱総合研究所「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価に関する調査研究報告書」（13年11月）

- 注：1) 農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会の討議内容を踏まえ、㈱三菱総合研究所が貨幣評価を行ったものである。
- 2) 機能によって評価手法が異なっていること、また、評価されている機能が多面的機能全体のうち一部の機能にすぎないこと等から、合計額は記載していない。
- 3) 洪水防止機能、河川流況安定機能、土壌侵食（流出）防止機能等の代替法による評価額についてはダム等を代替財として評価したものであるが、農業の有する機能とダム等の機能とは性格が異なる面があり、同等の効果を有するものでないことに留意する必要がある。
- 4) 保健休養・やすらぎ機能については、機能のごく一部を対象とした試算である。
- 5) いずれの評価手法も一定の仮定の範囲においての数字であり、試算の範疇を出るものではなく、その適用に当たっては細心の注意が必要である。

参考資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」

（13年11月）

注）『食料・農業・農村白書（平成14年度）』農林統計協会、156-157頁。

の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定後、従来非常に限定的にしか使われてこなかった法定外目的税が様々な形で活用されたり、課税自主権を生かした新税が構想され、この動きは全国に広がりつつある。

高知県は県民税超過課税（個人・法人県民税に年間500円上乘せ）という形で森林環境税を実施している（平成15年4月施行）。この税は法定外目的税ではなく、普通税であるが、経理を区分することにより、実質的に目的税と同様の性格を持つものである。そして、用途としては(ア)県産材利用のPRや森づくりへの参加を促す「県民参加の森づくり推進事業」や(イ)公益上重要で緊急整備の必要な森林の混交林への誘導や、森林所有者との協定に基づき県が強度間伐を実行する「森林環境緊急整備事業」としている<sup>(17)</sup>。

岡山県でも、県民税超過課税（個人は年間500円、法人は県民税均等割の5%に当たる額を県民税に上乘せ）という形で、「おかやま森づくり県民税」を平成16年4月から施行している。この税も法定外目的税ではなく、既存の「おかやま森づくり県民基金」に積み立てることにより、税の目的を明確にし、森林整備や林業に関する情報提供などの事業に充てることとしている<sup>(18)</sup>。その他、鳥取県で森林環境保全税（仮称）、愛媛県で森林環境税（仮称）、香川県で水環境保全税（仮称）など多くの県で導入の検討が行われている。

様々な手法を用いた森林の公益的機能に関する試算よりも、実感として負担できるのが各県で実施・検討されている金額なのであろう。森林法制は森林・林業基本法の成立とそれに伴う森林法改正により、理念が「持続可能な森林経営」へと転換したが、森林の有する価値の住民にもたらす利益とそれに対応した負担という点では、森林法制には何も記述はない。いきおい、それは税制の問題とならざるを得ないのである。林業と農業における公益的機能の範囲の違いは、農業が食料その他の農産物の供給を直接の目的としており、生産に要する期間の長短などの業種の違いに起因するのであろうか。

木材製品供給における環境コストは市場に反映されない外部的費用ということになるのであろうが、環境への負荷の軽減が求められる社会になれば、当然そういったメカニズムは作られるべきであるし、ラベリングなどを活用したグリーン化された市場を確立していかなければならない。また、農業における直接支払は日本独自の農業政策に起因するものであり、EUの農業環境政策とは似て非なるものである。森林と農業が一体となった形で直接支払をするのであればともかく、現在の農業における直接支払制度を拡充することは意味を持たないと思われる。最後に、様々な形での住民参加による森づくりの仕組みの充実が望まれるが、国として森林整備や林業振興の支えとなる制度の検討も必要である<sup>(19)</sup>。

#### <注>

(1) 表1・2は、木材に関する統計 ([http://www.infobears.ne.jp/kmokuren/f\\_i.htm](http://www.infobears.ne.jp/kmokuren/f_i.htm))。より掲載。

他に、菅原聰『人間にとって森林とは何か』（講談社、1989）116-118・124-128頁や、飯田繁『国有林の過去・現在・未来』（筑波書房、1996）20-21・46-47・93頁。

(2) 安藤友一「木材利用者がみる木材流通の実状」農業と経済68巻3号、37-38頁。

(3) 遠藤日雄編著『スギの新戦略Ⅱ』（日本林業調査会、2000）154-177頁。

(4) 森林の公益的機能の評価額（年間）—林野庁資料 (<http://wwwj-fic.com/shiryous/s004.htm>)。

(5) それぞれの類型の面積は、平成13年4月1日現在で水土保全林（414万ha）・森林と人との共生林（206万ha）・資源の循環利用林（139万ha）となっている（平成13年度『森林・林業白書』203頁）。

(6) 例えば、橋本征二・高村ゆかり「京都議定書と森林等吸収源—COP3以降の交渉の経緯とボン合意・マラケシュ合意の評価および今後の課題」環境と公害Vol.31、No.3（2002）53-60頁参照。

(7) 藤原敬「循環社会と輸入木材の輸送過程消費エネルギー・地域材利用促進の一側面」

- ([http://homepage2.nifty.com/fujiwara\\_studyroom/kadai4/timber\\_import\\_energy\\_sum.htm](http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai4/timber_import_energy_sum.htm))。
- (8) ウッドマイルズ(木材総輸送距離)と地域材利用の意義([http://homepage2.nifty.com/fujiwara\\_studyroom/kadai4/woodmiles.htm](http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai4/woodmiles.htm))。篠原孝「Food・Wood・Goods Mileage(フード・ウッド・グッズ マイレージ)」食品流通研究2002年No.2。
- (9) フードマイレージ・地産地消に新たな価値(<http://www.nougyou-shimbun.ne.jp/special/020624>)。2003年7月21日朝日新聞朝刊。
- (10) 前掲、ウッドマイルズ(木材総輸送距離)と地域材利用の意義([http://homepage2.nifty.com/fujiwara\\_studyroom/kadai4/woodmiles.htm](http://homepage2.nifty.com/fujiwara_studyroom/kadai4/woodmiles.htm))。
- (11) NPO法人SDG・伊那谷森林バイオマス利用研究会『森林バイオマスー地域エネルギーの新展開』(川辺書林、2003)15頁。
- (12) OECD環境委員会編・嘉田良平監修・農林水産省国際部監訳『環境と農業ー先進諸国の政策一体化の動向』(農山漁村文化協会、1993)1-5頁。
- (13) 各国の農業環境政策については、南真二『自然環境保全・創造法制ー持続可能な開発のための提案』(北樹出版、2002)97-99・126-131・133頁参照。他にも、多くの文献があるが、日本生態系協会『環境の時代を迎える世界の農業ー生き物を大切にす農業の法律』(1999年)が詳しい。なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意では、貿易に影響を与える国内政策(品目別の価格支持=内外価格差や農業者に直接支払われる補助金等)を「黄」の政策と位置づけ、1995~2000年の6年間に総額2割削減することとされているが、生産と結びつかない所得支持や環境対策等の貿易に影響を与えず、生産を刺激しない政策は「緑」の政策と、また生産調整を条件とする農業者への直接支払は「青」の政策とされ、共に削減対象とされない(<http://www.m-surf.ne.jp/~ja-mzk/ja07/wto/wto24.htm>)。
- (14) 合田素行編著『中山間地域等への直接支払いと環境保全』(家の光協会、2001)22・26-27・58-59頁。出村克彦「農業の多面的機能とは何かーその意義と論理性・実践性」農業と経済2000年5月号9頁。甲斐道太郎・見上崇洋編『新農基法と21世紀の農地・農村』(法律文化社、2000)242-243頁。支払の根拠は「中山間地域等直接支払交付金実施要領の制定について」(平成12年4月1日12構改B第38号通知)。
- (15) 中山間地域等直接支払制度ー奈良県の実施状況(<http://www.pref.nara.jp/nosei/chokubarai/cyokusetusiharai.htm>)。
- (16) 横川洋「直接支払いの地域指定から技術指定への拡大を」農業と経済2002年8月号、3頁。同「農業環境政策の国際比較考察」農業経済研究68巻2号、1996年、83-85頁。他に、前掲、日本生態系協会『環境の時代を迎える世界の農業』131-132頁。OECD編・農林水産省総合研究所監訳『農業の環境便益ーその論点と政策』(家の光協会、1998)28頁。
- (17) 森林環境保全のための新税制(森林環境税)の考え方(<http://www.pref.kochi.jp/ken/etc/sinzei>)及び日本経済新聞2002年12月3日夕刊。
- (18) 「おかやま森づくり県民税」のあらまし(<http://www.pref.okayama.jp/somu/zeimu/tirasi-ippan.pdf>)。
- (19) 民主党は、多面的機能の対価として農林業に所得補償(デカップリング)を導入する考えを繰り返し主張している。参照は、民主党の農林漁業再生策(案)(<http://tutui.org/opinion/story2001-088-2.html>)及び、川辺川ダム11.3集会ー(2)([http://www.southwave.co.jp/swave/8\\_cover/cover\\_200033.htm](http://www.southwave.co.jp/swave/8_cover/cover_200033.htm))。

◎ この論稿は2003年12月15日に「法と経済学会関西地区研究会」において行った報告に加筆修正したものである。